

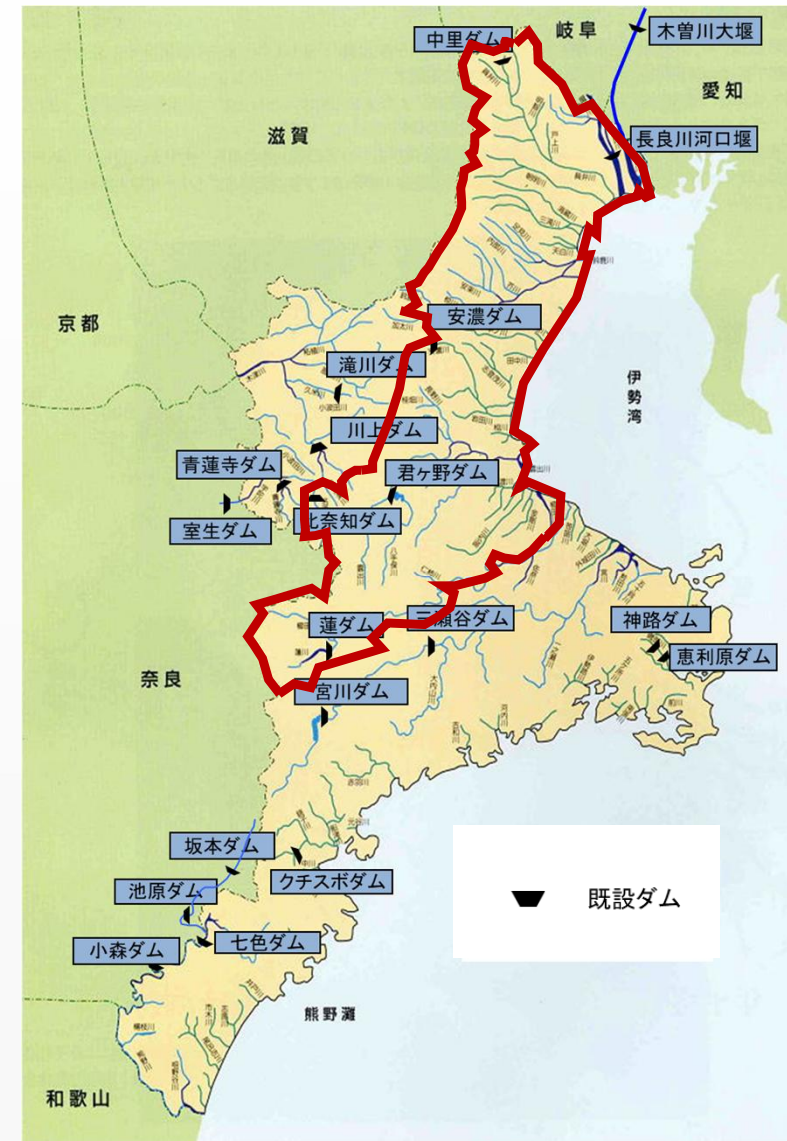
三重県における 渇水・大規模自然災害・施設の老朽化等 に関する取組について

令和8年7月28日
三重県

1. 三重県の水資源の概要

- 本県には29の市町があり、木曽川水系フルプランエリア内の市町は津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市等の12市町で、確保された水源は北中勢地域の水道用水・工業用水・農業用水に活用されている。
- 木曽川水系以外の主な水源として、淀川水系、雲出川水系、櫛田川水系、宮川水系、磯部川水系がある。
- 淀川水系の川上ダムが令和5年に完成した。

 : 木曽川水系フルプランエリア



2. 渇水状況

木曽川用水（岩屋ダム）における取水制限状況

	取水制限期間	最大制限率
平成8年度	5/31～6/26	上水10%,工水15%,農水15%
	8/14～8/29	上水5%,工水10%,農水10%
平成12年度	9/7～9/12	上水5%,工水10%,農水10%
平成13年度	5/17～6/25	上水20%,工水40%,農水40%
平成14年度	9/11～10/3	上水5%,工水10%,農水10%
平成16年度	8/17～8/24	上水5%,工水10%,農水10%
平成17年度	6/4～7/6	上水25%,工水45%,農水30%
平成20年度	8/15～9/1	上水10%,工水20%,農水20%
平成24年度	6/15～6/19	上水5%,工水10%,農水10%
平成25年度	6/13～6/28	上水10%,工水15%,農水15%

2. 渇水状況

三重用水（中里ダム）における取水制限状況

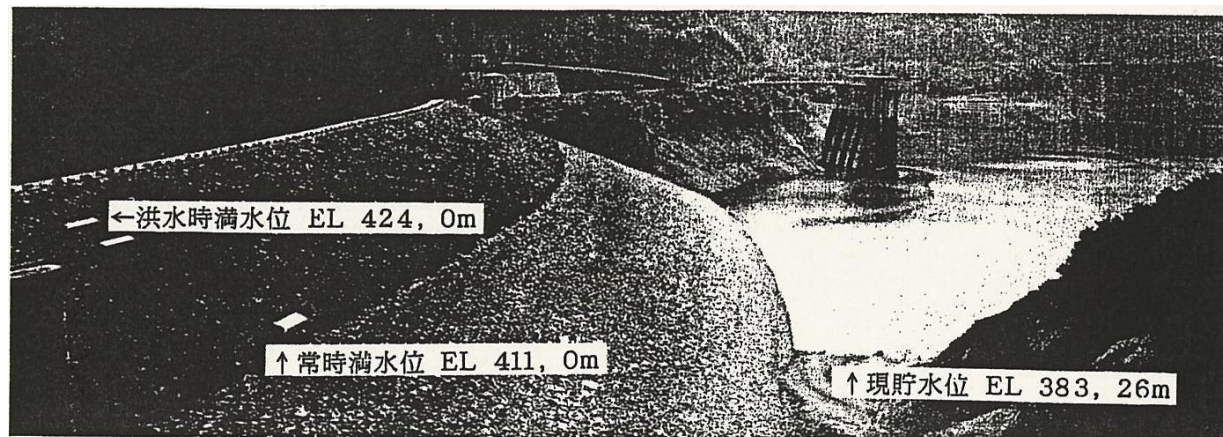
	取水制限期間	最大制限率
平成17年度	7/1～7/21	上水10%, 工水10%, 農水10%
	8/19～翌年2/22	上水10%, 工水10%, 農水10%
平成25年度	7/25～9/28	上水10%, 工水10%, 農水10%
令和7年度 ） 令和8年度	3/16～〇/〇	上水15%, 工水20%, 農水20%

2. 渇水状況

平成6年渇水

○経緯と影響

- ・平成6年は全国的に少雨傾向であり、例年になく異常渇水が続いた。岩屋ダムの貯水量は枯渇し、河川流量が低減した。
- ・岩屋ダムを水源とする木曽川用水地域では、上水35%、工水65%、農水65%（最大制限率）の取水制限が行われた。
- ・県内においては、長島町（現桑名市）で108日間、木曽岬町で56日間、川越町で38日間、35%の給水制限が行われた。
- ・工業用水の厳しい取水制限により、生産調整・生産ラインの停止などが行われ、農業用水の断水により、稲の立ち枯れ等の被害が確認された。



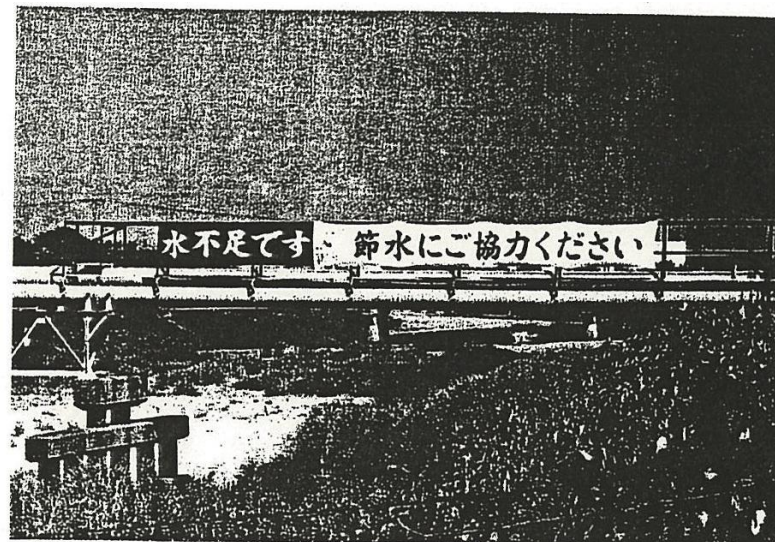
岩屋ダム渇水状況(H6・7・4)

2. 渇水状況

平成6年渇水

○三重県の対応

- ・ 三重県では8月9日から10月17日の期間に渇水対策本部を設置
- ・ 影響緩和のため、節水協力要請、相互支援体制の確立、地下水規制の一部一時解除等を行った。
- ・ 渇水時の広報として、ポスター掲示や懸垂幕・横断幕の掲出を行った。



節水垂れ幕
掲示

(三重県企業庁)

2. 渇水状況

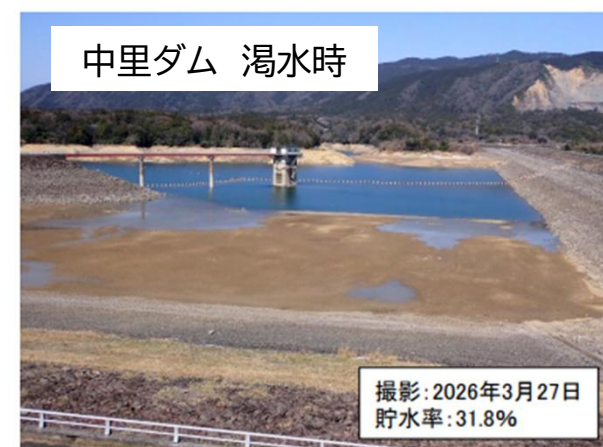
令和8年の渇水状況

○経緯と影響

- ・ 令和7年は梅雨明けが早く、台風の影響を受けにくかったため、降水量が少なかった。
- ・ 中里貯水池では、貯水率が最低で約14%となり、中里貯水池等を水源とする三重用水地域では、上水15%、工水20%、農水20%（最大制限率）の取水制限が行われた。

○三重県の対応

- ・ 水道用水及び工業用水は他の水源からの補給を実施した。
- ・ 農業用水は利用者に対し、自主節水の呼びかけを実施した。

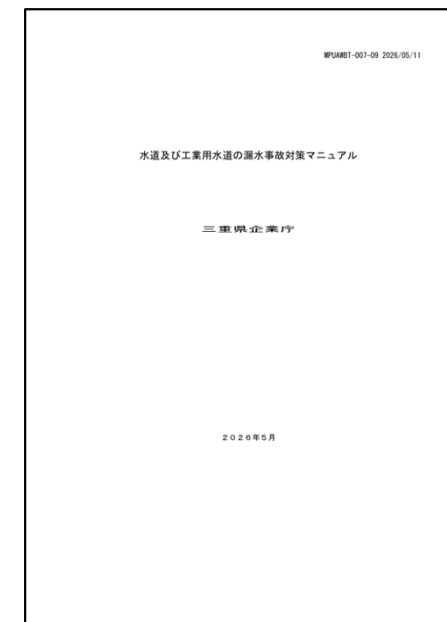
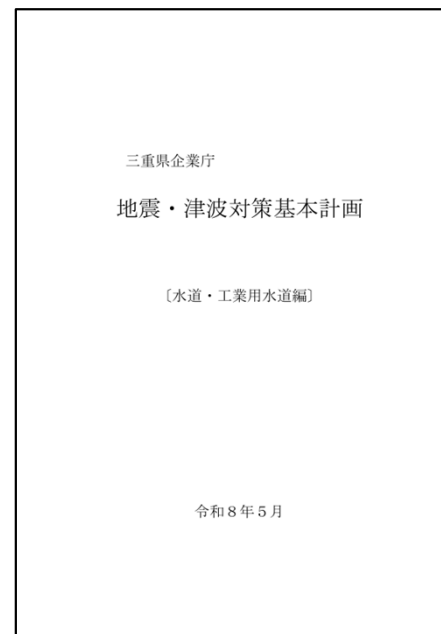
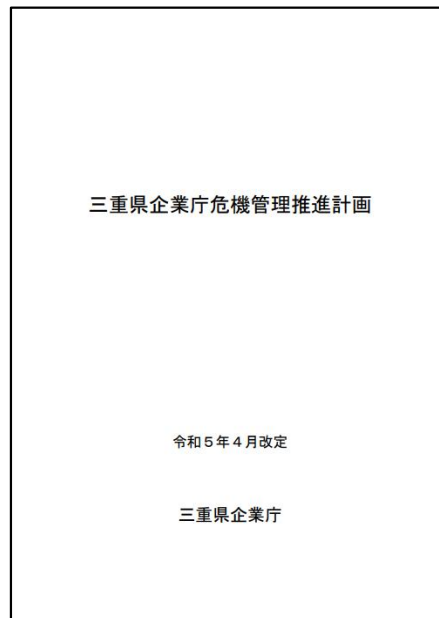


3. 水供給の安全度を確保するための対策

①水道・工業用水道施設の対策

危機管理マニュアルの整備と更新

- 危機管理推進計画
- 地震・津波対策基本計画、同実施要領（水道、工水編）
- 漏水事故対応マニュアル



3. 水供給の安全度を確保するための対策

①水道・工業用水道施設の対策

各種応援協定等の概要

協定等の名称	締結年	締結者	応援等の内容	主な実績など
三重県水道災害広域応援協定	平成9年10月	三重県知事 県内市町村長	・ 応急給水作業 ・ 応急復旧作業 ・ 応急給水及び復旧用資機材の供出	紀伊半島大水害（H23）など （年一回、資機材の備蓄状況の共有を行うとともに、情報伝達訓練を行っている）
東海四県水道災害相互応援に関する覚書	平成7年12月	岐阜県開発企業局長 静岡県企業局長 愛知県企業庁長 三重県企業庁長	・ 応急給水作業に必要な職員、給水車等の派遣 ・ 応急復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供等 ・ そのほか、特に必要と認めて要請する事項	応援実績なし （年一回、資機材の備蓄状況の共有を行うとともに、情報交換のための会議を行っている）
東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定	平成9年2月	岐阜県開発企業局長 静岡県企業局長 愛知県企業庁長 三重県企業庁長 名古屋市水道局長	・ 応急の復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供 ・ その他被災事業者から要請のあった事項	応援実績なし （年一回、資機材の備蓄状況の共有を行うとともに、情報伝達訓練を行っている）
近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書	令和7年4月更新 （平成9年10月締結）	福井県知事、三重県企業庁長、滋賀県企業庁長、京都府知事、兵庫県公営企業管理者、奈良県広域水道企業団企業長、阪神水道企業団企業長、大阪広域水道企業団企業長	・ 職員等の派遣及び資機材の提供等（用水事業者から水道用水の供給を受ける水道事業者や、他の水道用水供給事業者からの要請への応援も含む） ・ 他の水道用水供給事業者からの応援受け入れの調整	応援実績なし （年一回、資機材の備蓄状況の共有を行うとともに、情報交換のための会議を行っている）
震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定	平成20年12月	津市水道事業管理者 四日市市上下水道事業管理者 鈴鹿市水道事業管理者 名張市長 伊賀市水道事業管理者 三重県企業庁長	・ 水質管理に使用する機器等の相互利用	応援実績なし

- ・ 上記協定等締結事業者と備蓄資材の情報共有を行っている

3. 水供給の安全度を確保するための対策

①水道・工業用水道施設の対策

危機管理訓練

- ・「安全」で「安心」できるサービスを提供するため、「三重県企業庁危機管理推進計画」に基づき、危機管理体制の充実・強化並びに危機対応能力及び危機管理意識の向上を図ることを目的に、震災対応訓練や水質事故訓練などの実践的な訓練を行っている。

(実施例)

- ・危機管理マニュアルに基づく訓練
- ・災害時想定無線通信訓練
- ・企業庁大規模災害発生時の対応訓練
- ・緊急車研修
- ・漏水復旧対応訓練
- ・応急給水訓練



企業庁大規模災害発生時の対応訓練

3. 水供給の安全度を確保するための対策

①水道・工業用水道施設の対策

みえ水道ボランティア制度

- 大規模地震時において、企業庁が実施する応急対策を効率的に推進するため、水道業務等の豊富な知識・経験をもつ企業庁OBの有志を「みえ水道ボランティア」として登録し、大規模地震時に活用していく「みえ水道ボランティア制度（正式名称：大規模地震時における水道業務経験者協力制度）」を平成17年4月から運用
- みえ水道ボランティア研修会等実施



みえ水道ボランティア
による給水訓練

4. 危機時に必要な水を確保するための対策

①水道・工業用水道施設の対策

○水道施設の取組

三重県企業庁水道施設改良計画（改訂版）

（平成29年度～令和8年度）

- 管路の耐震化

総管路延長約430kmの内、耐震適合性のない管路約160km

計画年度内に30.4kmの耐震化を図る

- 浄水施設等の耐震化

耐震詳細診断を実施した結果、全5浄水場の49施設のうち、

6施設で耐震補強が必要であることが判明

計画年度内に当該6施設の耐震化を図る

- 施設の老朽化対策

計画年度内に157設備の老朽化対策を実施する

4. 危機時に必要な水を確保するための対策

①水道・工業用水道施設の対策

○水道施設の取組

管路耐震化工事



耐震性がある
水道管に更新（令和7年）

桑名市長島町押付 地内

浄水設備更新工事



水沢浄水場内にある
機械・設備の更新（令和2年）

四日市市水沢町 地内

4. 危機時に必要な水を確保するための対策

①水道・工業用水道施設の対策

○工業用水道施設の取組

三重県企業庁工業用水道施設改良計画（改訂版）
（平成29年度～令和8年度）

- ・ 主要施設の耐震化

浄水場の浄水・排水処理施設や配水池等の主要施設49施設のうち、
計画年度内に47施設の耐震化を図る

- ・ 老朽化対策

総管路延長約350kmの内、法定耐用年数を超える管路約201km
計画年度内に69基の制水弁の取替と約22.1kmの管路の更新等を実施する
計画年度内に129設備の電気・機械設備の更新等を実施する

4. 危機時に必要な水を確保するための対策

①水道・工業用水道施設の対策

○工業用水道施設の取組

浄水場耐震化工事



山村浄水場の耐震化（令和2年）

四日市市山村町 地内

老朽化対策工事



制水弁の取替（令和4年）

桑名市大字西方 地内

4. 危機時に必要な水を確保するための対策

②農業用水施設の取組

三重県農業農村整備計画（令和8年3月策定）

【計画期間：令和8年度～令和17年度】

- ・基幹的農業水利施設の保全対策
安定的な機能確保や維持管理費の節減を図るため、
老朽化した農業水利施設を計画的かつ効果的な補修
・更新を進める。
また、農業水利施設が適切に機能発揮できるよう、
施設の整備及び保全対策を進める。
（整備地区数 現状値（令和7年度）12地区
→目標（令和17年度）48地区）

4. 危機時に必要な水を確保するための対策

②農業用水施設の取組

三重県農業農村整備計画（令和8年3月策定）

【計画期間：令和8年度～令和17年度】

- ・老朽化施設の更新事例（令和3年）



藤川第2井堰の更新（員弁郡東員町六把野新田 地内）

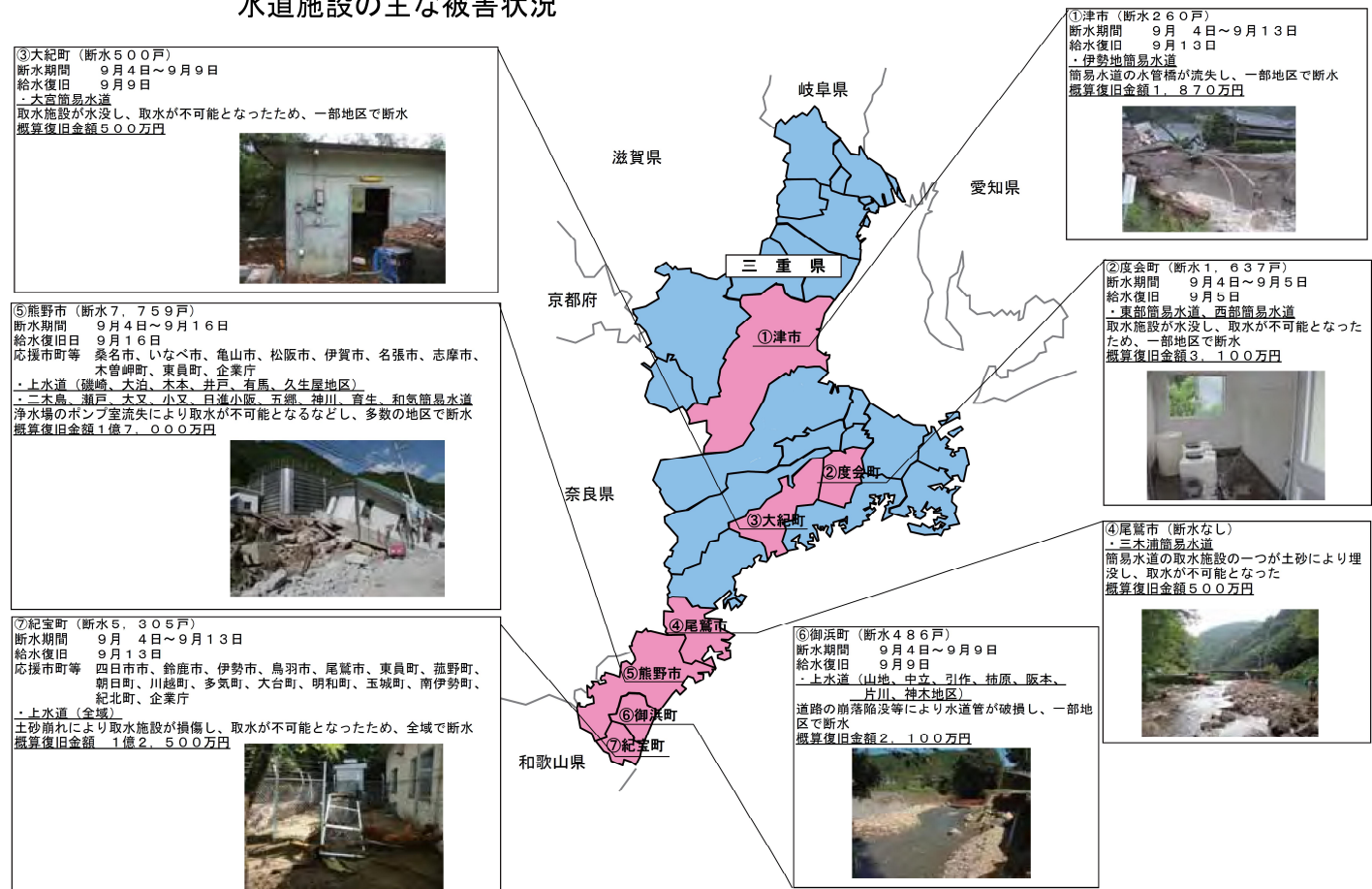
4. 危機時に必要な水を確保するための対策

平成23年紀伊半島大水害

水道施設の主な被害状況

平成23年9月初めに紀伊半島を中心に甚大な被害をもたらした「紀伊半島大水害」（平成23年台風12号に伴う災害）は、三重県の水道施設においても甚大な被害をもたらした。

出典：紀伊半島大水害
～平成23年台風第12号による災害の記録～



4. 危機時に必要な水を確保するための対策

平成23年紀伊半島大水害

企業庁では、平成23年の台風12号による紀伊半島大水害で甚大な被害を受けた熊野市、紀宝町に対して、「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動を行った。

- 熊野市には、職員のべ54人、給水車（給水タンク搭載）のべ27台が出動し、応急給水活動を行った。

【活動期間】

平成23年9月5日～16日（12日間）



4. 危機時に必要な水を確保するための対策

平成23年紀伊半島大水害

企業庁では、平成23年の台風12号による紀伊半島大水害で甚大な被害を受けた熊野市、紀宝町に対して、「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動を行った。

- ・ 紀宝町には、職員のべ16人、給水車（給水タンク搭載）のべ8台が出動し、応急給水活動を行うとともに、浄水処理に関する技術支援を行った。

【活動期間】

（給水活動）

平成23年9月6日～13日（8日間）

（浄水処理技術支援）

平成23年9月13日～16日（4日間）



4. 危機時に必要な水を確保するための対策

震災時の応急給水拠点整備

- 浄水場や調整池を利用して、県内の14ヶ所に「震災時の応急給水拠点」を整備し、被災直後でも一時的な給水ができる体制を整えている。

桑名市	: 3ヶ所
四日市市	: 2ヶ所
津市	: 4ヶ所
多気町	: 3ヶ所
伊勢市	: 2ヶ所



5. 水源地対策、教育・普及等

施設見学の開催

- 企業庁の役割や事業内容、水の大切さを知っていただくため、浄水場の施設見学を行っている。
- 施設見学では、飲料水ができるまでをわかりやすく説明するため、水がきれいになる工程の模擬実験や、水質測定の実演を行っている。



5. 水源地域対策、教育・普及等

「全日本中学生水の作文コンクール」の実施

- ・ 県内中学生を対象に、水について理解を深めていただくための行事の一環として、実施している。（水循環政策本部、国土交通省、都道府県主催）
- ・ 県の優秀作文に選ばれた場合は賞状を授与し、全国コンクールに推薦している。

令和8年度作品募集ポスター
(国)

